

泉南市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

策 定	平成 10 年 7 月 1 日
全部改正	平成 19 年 4 月 1 日
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日
一部改正	令和 4 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する所有者に対し、泉南市が補助金を交付することにより、民間建築物の耐震診断の実施を促進し、もって耐震改修を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「耐促法」という。）第 4 条第 2 項第 3 号の指針に基づき行う診断をいう。
- (2) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (3) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいい、その者が所属する建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条第 1 項の登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者を含むものとする。

ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成 2 4 年度以降に主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講終了者であり、かつ、建築士法第 2 条第 1 項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
- ② 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成 2 4 年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講者終了者名簿に登録された者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法第 2 条第 1 項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録した者

- (4) 木造住宅 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「基準法」という。）第 2 条第 1 号に規

定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅並びに併用住宅（いずれも混構造含む。）に該当するものをいう。

（５）併用住宅 店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の $1/2$ 未満のもの）をいう。

（補助対象建築物）

第３条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、基準法の規定に適合するので、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

（１）原則として、昭和５６年５月３１日以前に基準法第６条第１項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

（２）住宅（一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅並びに併用住宅）で現に居住しているもの又は使用しているもの、及びこれから居住するもの又は使用するもの。又は、耐促法第１４条に規定する既存耐震不適格建築物（住宅を除く）で現に使用しているもの。

２ 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、当該建築物の耐震診断を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていないなければならない。

（補助対象者）

第４条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する団体）とする。ただし、泉南市の市税に未納がある場合は、補助対象者とししない。

（補助金額）

第５条 補助金の額は、次に掲げる額（当該額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（１）既存耐震不適格建築物（住宅を除く）については、耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費及び修繕費を除く。以下この条において同じ。）の $1/2$ とする。ただし、１,０００,０００円を限度とする。

（２）耐促法第１４条第１項第１号で定める特定既存耐震不適格建築物のうち学校、病院および建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条第１項第２号、第８号、第９号に定めるもので、令同条第２項各号で定める規模以上のものは耐震診断に要した費用の $2/3$ とする。ただし、１,３３３,０００円を限度とする。

２ 前項の規定にかかわらず、第３条第１項第２号に規定する住宅については、次の各号に掲げる構造区分に従い、当該各号に定める額とする。

（１）木造 耐震診断に要した費用の 11 分の 10 の額とし、１戸当たり５０,０００円を限度とする。
ただし、耐震診断に要した費用の額は、 1 m^2 当たり１,１００円以内とする。

(2) 非木造 1戸当たり25,000円として算出した額と耐震診断に要した費用の1/2の額のいずれか低い額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断を実施する前に、泉南市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は基準法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し(これらの書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できる書類)

(2) 耐震診断費の見積書

(3) 当該建築物の所有者と占有者(居住者)が異なる場合は、占有者(居住者)からの耐震診断を実施してよい旨の同意書(区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組合規約)

(4) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の所有者の耐震診断に係る同意書

(5) 中古住宅売買契約書(中古住宅購入に併せて耐震診断を実施する場合)

(6) 市税に未納がないことを証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請者に対し、泉南市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、泉南市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保してはならない。

(耐震診断の着手)

第9条 補助決定者は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに泉南市既存民間建築物耐震診断着手届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(耐震診断の内容の変更及び中止)

第10条 補助決定者は、第6条の交付申請書の内容を変更しようとするとき、又は事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに泉南市既存民間建築物耐震診断補助金交付事項変更・中止承認申

請書（様式第5号）を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更申請があった場合、市長は第7条1項に準じて決定の内容を変更し、泉南市既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

3 第1項の規定による中止の申請があったときは、第7条の補助金交付は、取り消されたものとみなす。
（耐震診断の報告）

第11条 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、泉南市既存民間建築物耐震診断報告書（様式7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

（1）耐震診断費用に係る領収書（写しでも可）

（2）耐震診断費の明細書（写しでも可）

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第12条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、泉南市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知する。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の補助金交付額確定通知書を受けた者は、泉南市既存民間建築物耐震補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に対し補助金を交付する。

（補助の取消し）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

（3）市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

（4）その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、泉南市既存民間建築物耐震診断補助金交付取消通知書（様式第10号）により、補助決定者に通知する。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、泉南市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（補助決定者に対する指導）

第17条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（市長の指示）

第18条 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

（耐震診断技術者の斡旋）

第19条 市長は、民間建築物の所有者の求めに応じて、協力機関に対し耐震診断技術者の斡旋を要請することができる。

附 則

1. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和4年1月1日から施行する。